

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-0031
(ふりがな)
住 所 東京都中央区京橋1-12-5
(ふりがな)
氏 名 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
りじちよう
理事長
にしじよう あつし
西條 温

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
電話番号
電子メールアドレス:

別紙

昨平成22年に策定された「光の道構想」実現に向けて「取りまとめ」及び「光の道構想」に関する基本方針」において示されたように、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指すために、設備競争とサービス競争をいわば車の両輪として一層促進していくことが重要となっています。

ケーブルテレビ事業者は、地域の公共的な情報通信基盤として、いわゆるディバイド地域を含めた全国各地域で先行的に加入光ファイバ網を含むブロードバンドアクセス網を構築してきたところであり（世帯カバー率約90%、加入率約45%）、「光の道構想」の推進にも大きな役割を果たしうる存在と考えています。

このような中、当連盟として、平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に際し、次のような意見を申し上げる次第です。

1 接続料の低廉化及び分岐単位の設定について

NTT東西の加入光ファイバ接続料が低廉化し、また接続形態の多様化が進展することは、利用率向上等への好影響が期待される。反面、競争事業者のネットワーク設備の更新や高機能化に対する投資意欲の減退を通じて、設備競争が実質的に阻害される可能性があることから、このような事態が生じないように、設備競争の持続可能性やネットワーク設備の独占傾向の回避方策等について、十分配慮することが必要である。

2 需要・費用の予測方法及び乖離額調整について

接続料算定の基礎となる需要・費用情報については、実際費用と将来費用のどちらを用いるにせよ、事後的な乖離額の調整を前提として恒常的に実施することは、接続事業者の経営上の予見可能性が損なわれかねないこと、公平性の観点から問題が生じやすいこと、NTT東西のコスト削減インセンティブが働きにくいと考えられること等から、認めるべきではない。仮に厳格な判断の下に特例的に調整を行うことがやむを得ないと認められる場合であっても、調整対象となる乖離額は極力抑制することが必要である。

3 「光の道構想」の推進について

ケーブルテレビ事業者の多くは、現在も地方自治体等と協力して光ファイバの未整備地域を含む条件不利地域において積極的に設備拡張を行っており、また、地域との協働により防災・医療・福祉・安全安心等分野において多彩な公共情報サービスを提供するなど光の道構想の推進に果敢に取り組んでいるところ、当連盟としても、行政を含む様々な者と連携しつつ、引き続きブロードバンド基盤の更なる展開や利用率の向上を強力に支援していく意向である。

以上